

平成 30 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 5 月 18 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 5 月 18 日 午前 8 時 56 分 委員長宣告

4. 審 査 事 項

協議事項

1. 委員会代表質問（学校の通学区の選択制）について
2. 子育て健康プラザ「マーノ」視察の振り返り

5. 出席委員 （7名）

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 委 員 長 | 伊 藤 壽 | 副 委 員 長 | 田 原 理 香 |
| 委 員 | 亀 谷 光 | 委 員 | 富 田 牧 子 |
| 委 員 | 山 田 喜 弘 | 委 員 | 天 羽 良 明 |
| 委 員 | 出 口 忠 雄 | | |

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|--------|---------|
| 教育委員会事務局長 | 村 瀬 雅 也 | 教育総務課長 | 細 野 雅 央 |
|-----------|---------|--------|---------|

8. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|-----------------|---------|
| 議会事務局長 | 田 上 元 一 | 議会事務局 議会総務課長 | 梅 田 浩 二 |
| 議会事務局 書 記 | 服 部 賢 介 | 議会事務局 書 記 | 山 口 紀 子 |

○委員長（伊藤 壽君） 皆様、忙しいところ御苦労さまです。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

それでは、協議事項1. 委員会代表質問（学校の通学区の選択制）についてを議題といたします。

初めに資料2のほう、学校の児童数と学級数が書いた表がございますが、上段の右側2列が「今渡北」「今渡北」となっております。右側一番末尾の欄の「今渡北」を「兼山」に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、学校の選択制につきましては、今訂正をお願いしました表を見ていただければおわかりだと思いますけど、学校の規模にかなり大きな差があります。規模の大きい学校から小さい学校まであります。現在の通学区が見直しができないならば、大規模な学校から小規模な学校へ通学したい人、そういう人は学校選択することができるようにすれば、多少なりとも教育環境の改善が図られるのではないかということを思いました。そうしたことにつきまして、よい面もあろうかと思えますし悪い面もあるかと思えます。こうした取り組みができないかどうかというようなことを問うてはどうかというふうに考えたわけです。

まず初めに資料のナンバー1、これに関して執行部のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育委員会事務局長（村瀬雅也君） おはようございます。

今回、教育福祉委員長から、学校の通学区域について基本的な事項でございますとか法令根拠などについて御説明いただきたいとの要請を受けましたので、本日出席させていただきます。

この後、教育総務課長より、文部科学省のホームページ資料に基づいて御説明させていただきます。ただ、教育委員会としましては、現時点では選択制も含めて通学区域の変更の必要性を認識しておりませんし、またそうした検討も行っていないということまでは御理解いただいた上で御協議に臨んでいただければ幸いです。

それでは申し上げます。

○教育総務課長（細野雅央君） おはようございます。

まずお手元の資料ナンバー1についてでございますが、学校選択制という欄がございます。この欄につきましては、文部科学省のホームページにアップしてある記述をそのまま転記したものでありまして、文部科学省が便宜的に分類したものであることをまず御留意いただきたいと思えます。

まず通学区域についてですが、学校教育法の施行令第5条第2項により、市町村の教育委員会は当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、就学すべ

き小学校または中学校を指定しなければならないと規定されておりまして、一般的には各市町村教育委員会において各小・中学校に対する通学区域を指定しているというところがございます。ただし、同じく学校教育法施行令第8条によりまして、市町村の教育委員会は第5条第2項の場合において相当と認めるときは、保護者の申し立てにより、その指定した小学校または中学校を変更することができる」と規定されており、また学校教育法施行規則第33条により、市町村の教育委員会は学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校または中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとするというふうに規定されております。いわゆる学校選択制は、この条文の規定を根拠として行われるものでございます。

なお、可児市におきましては、可児市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第2条に通学区域の指定をしております。

また、同条のただし書きにおきまして、特別の事情により指定された学校に通学することができないときは、当該就学予定者の保護者は施行令第8条の規定により当該指定の変更を教育委員会に申し立てることができる」と規定されております。

可児市におけるただし書きの規定は、例えば転居予定のため、年度初めあるいは学期初めから転居先の学校へ通学を希望する場合などが要件となっております。詳しくは市のホームページ、学校教育課の各案内の中に要件と手続がアップされておりますので、ごらんいただければよろしいかと思っております。

次に、資料ナンバー1の学校選択制について説明をさせていただきます。

先ほども申しましたように、ここがございます自由選択制からあるものは、文部科学省のホームページにあるものをそのまま引っ張ってきたものですので、御理解をいただきたいと思っております。

まず自由選択制につきましては、当該市町村内の全ての学校に対し、希望する学校に就学を認めるものでございます。どこの学校に行ってもいいということでございますが、特定の学校に集中することのないように学校ごとに上限を設け、上限を超える希望者があった場合は公開抽せんするという手法がとられているようでございます。

次にブロック選択制につきましては、当該市町村をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもので、コミュニティエリアなどがブロックとして設定されるようでございます。特定の学校に集中しないような配慮は、自由選択制と同じでございます。

隣接区域選択制は、従来の通学区域を残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるというものでございます。

特認校制は、従来の通学区域を残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもので、小規模校を対象とした事案があるようでございます。

特定地域選択制は、従来の通学区域を残したままで、特定の地域に居住する者について学

校選択を認めるもので、特殊な事情、例えば一つの小学校から複数の中学校に進学するような通学区域の設定がしてあるとか、コミュニティエリア活動と学校区が異なるような場合とかに見受けられているようでございます。

最後にその他とあるのは、文部科学省のホームページによりますと、先ほど説明した可児市のようなただし書きの規定に該当するケースでございます。

資料ナンバー1についての説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時06分

再開 午前9時15分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き議会を再開いたします。

ここで、教育委員会事務局のほうには退席していただきます。

それでは、暫時休憩いたします。ありがとうございました。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時16分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この件につきまして代表質問をするということにつきまして、御協議をお願いしたいと思います。

○副委員長（田原理香君） 正直なところいきなり感が大きくて、そもそもこの通学区の選択制について、ほかの委員だったり、ほかのいろんな方々から、これについてどうしたものかということやぜひ教育福祉委員で協議してほしいということがある、住民のいろんな声があるというところで初めてこれが出てきて、それでそれについて市のほうへ説明を求めることだと思うのですが、本当にクエスチョンマークがたくさんついている状態で今私も言っているところで、そもそもこれはどうしてこういうことになったのか、先に委員長のほうから御説明いただけますか。この通学区の選択制について代表質問するかどうか、皆さんそれについて初めてここで知る内容ぐらいで、どうしてこういうことがあったのか、説明をしてもらわなきゃいけなかったのか、ちょっとその辺についてはどうでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） 今まで一般質問の中で、学校の規模等についての質問等もございました。そうした中で、なかなか規模の適正がどうあったらいいのかとか、以前にも学校規模の適正化提言というの取りまとめてみえますが、その中で学校規模の条件が著しく満たされていない学校については統廃合や新設、増築、通学区域の再編などに、その規模の配置について適正化を図ることが必要となりますということ、こうしたことを踏まえて検討してくださいという提言がなされております。

そうしたことも踏まえて、まだ何も考えていないということでしたので、やはり通学区そ

のものを見直すというのは、大変時間と労力が要るのかなというふうに思いました。その中で、この学校の学校選択制というのはどうなのかなというのがありましたので、これなら可能性としてもあるのかなというふうに思いましたので、これについて取り組んでいただいてはという考えで質問をしていってはどうかと。それが通学区、ひいては学校の規模の適正化につながっていけばというふうに判断したわけです。

○委員（富田牧子君） これまでに、通学区のことを考える機会が3回あったんです。

1回目は、帷子の長坂団地のほうが、南帷子小学校と帷子小学校に分かれているから、自治会のほうからそれを一緒にしてもらえないか、学校を一緒にしてもらえないかという話がありまして、でもそれは若葉台もそういえば分かれているので、春里にも分かれている。保護者がやっぱりそれは承知しないと。上の子がそちの学校に行ったのだから下の子も行かせたいというふうな、そういう意見もあった中でこの話はなしになりました。

2回目のときはもうちょっと簡単な話で、星見台をどこに入れるかという話だったので、これは割と簡単、新しい団地だったので、桜ヶ丘のほうがうちのほうへ来てもらったらどうでしょうかと、自治連絡協議会の方も言われて、そういうことがありました。

もう一回は、帷子小学校が人数が減ってきたので、広陵中学校も人数が少なくなっている。広陵中学校については昔からあれは病院に転用できるように、老人施設に転用できるようになつくりになっておるから、いずれかは老人施設になるというふうなうわさもずうっとあったんです。でも、結局今ふえていまして、帷子小学校のほうが虹ヶ丘の団地がふえたので、そういうことはないんですけど、その広陵中学校に蘇南中学校校下の土田小学校が分かれて広陵中学校に来たらどうかという話がありましたけど、それもとて無理ですということで、1つは地域の文化が違うということで、ずっと土田小学校卒業生は蘇南中学校に行っているわけで、山越えて広陵中学校に来るということはやっぱり難しいという、そういうことでこれもだめになった。だめになったというか、そういう提案があったけれど実現しなかったというのが、私も3回経験しているんですね。

いろいろ人の流れって、子供の人数のふえたり少なくなったりいろいろあるんですけど、その地域で培った文化というのがやっぱりあって、地域性もあって、今私ども広陵中学校の地域でエール広陵って広陵中学校を地域で応援しようという組織を立ち上げられた方がいるんですね。それで、みんなで頑張って広陵中学校に、何とか先生の大変な勤務状態もちょっとでも私たちがお手伝いして楽になるのならやりたいということで、エール広陵も立ち上がったんです。だから、学校というのは地域も巻き込んでの大きな文化の中であるというふうで、あっち行っていいよ、こっち行っていいよと言ったら、地域が崩壊するんじゃないかなと私は思うんですね。今いつときすごく人数が多いから、何とかしなきゃいけないからということだけで学区の問題を考えると大変なことになるし、ましてや、この学校はあっちへ行きなさいという話はまだ大きいくりですけど、あんたはどこ行ってもいいよと、うちの学区じゃなくてよそ行きたくてもどこでもいいよなんて、こんなことではPTAも全然できなくなっちゃうわけですよ。本当に地域で学校を育てていこう、応援していこうなんてこと

はできないので、全く自由選択制なんていうのは私は話にならないと思います。ということが1点。

それから、先ほども田原委員がおっしゃったように、突如出てきた話を代表質問にするなんてことはあり得ません。前の教育福祉委員会でも、前委員長がこういうことを代表質問でやろうかということをご諮られましたけど、それは委員会の中で一度も話したことがないということで、代表質問というには値しないので、個人的に一般質問してもらえばいいわけで、代表質問にできるということはありませんというふうに思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見は。

○委員（出口忠雄君） この通学制の区域の変更というのは、本当に大変な労力と、また時間を要すると。以前、いつだったかお忘れですけど、研修に行ったときに、実際にそういうところに取り組まれた方が講演されましたけど、本当に学校の通学区域というのは、先ほど来いろいろ御意見も出ておりますけど、文部科学省の省令のところ、相当の理由があると。こういうときは通学区域を変更よろしいですよと、そういうところだと思うんですけど、可児市で確かに以前、学校の通学区域何とかならんやろうかという話は聞いたことがございます。その理由が、道路を挟んであっちとこっちと子供がいるんだけど、学校が違ふと。そうすると同じ学校へ行けないと、友達関係のきずなも築かれないと、そういうことは申しておりました。

今、代表質問という話が出ておりますけど、代表質問するからにはやはり相当な理由が、説得力のある理由が必要だと思いますけど、今どういうことが出ておるのか、こういう問題が生じておるんだと、そういうことがあるんなら、それはそれで質問されるのは結構だと思います。しかし、先ほどから申しておりますように、相当の理由というのは具体的にはどういうことを言うのか、その辺がまだちょっと私わからんなと思っておったんですけど、代表質問でそのテーマで取り上げてやられるのは結構なんですけど、やはり執行部の方も従来の学校区域制でやってこられておられるし、そんなところでそれを変更ということになると、大変な作業と、また労力も先ほど言いましたようにかかると思います。それにまさる理由が何なのかと、そういうことを思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見のある方。

○副委員長（田原理香君） 子供の通学区の選択とかそういうものは、とにかく子供をどうやって育てていくかという、根幹はそこにあって、それが学校と地域とのかかわりだったり、それからさっきもほかの皆さんからも意見が出ているように、地域の中で子供たちを見守っていく地域愛というものをつくって行って、それでこの可児市に対して愛着を持っていくということになるんだろうなというふうに思います。

日ごろからずっと子供たちの登下校についてくださっているPTAや地元の方たちは、地域の子供たちが遠くから行くからけががないよという思いで毎日ついていかれるということもありますし、いつも横断歩道で立っておられる方々の思いもそうだと思います。そういうことの含めたところで、単に数字じゃないというところを含めたところで、やっぱり

これは考えていかなきゃいけないということは非常に奥深いもので、ということにおきましては、まだまだ調査するとか、地元でどういう声があるとか、保護者がどうなのか、また子供さんたちがどうなのか、先生たちがどうなのかといったことについて、まだまだ調査・研究ということが不足であるので、こういったことにおきましては、今回の代表質問をするには非常に不十分だということを思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、ほかの方は意見がないということで。

総じて、代表質問には早過ぎるということかと思えます。地域とのつながりとか、主には学校と地域のつながり、そういったところの関係性等について御意見をいただきました。

ただ、適正化に向けての取り組みというのは大切ななと思えます。こうした通学区を主に、今後まだ調査・研究、この委員会の課題として調査・研究していくということにしてもよろしいでしょうか。今回は代表質問はしないと。送るということで。

○委員（富田牧子君） 6月議会で終わりですよ、委員会。だから、今後調査するかどうかという話は次の委員会で考えていただいて、残られる方はそういうふうで主張していただければよろしいかと思えますけど、今ごろ委員会の研究課題を出すのはいかがかなと思えますが。

○委員長（伊藤 壽君） 教育福祉委員会として調査・研究していくということで、継続していつていただきたいと。特に今おっしゃるように任期があと少し、1年とすればあと少しになりますので、申し送っていくと。これを取り上げていただきたいということで申し送っていくということになります、申し送り事項として。

○委員（富田牧子君） 申し送っていくということは、皆さんが全会一致でそれは大事だということになりますので、それはもうちょっと期間を置いて、6月の委員会の終わりぐらいに申し送り事項というのを多分決めると思うので、そのときに考えればいかがでしょうか。今結論は出せる状態ではないと思えます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見。

○委員（亀谷 光君） 会議を持つ時間がありますのでね、申し送り事項はまだほかにもあるかもしれませんから、その時点で決定したらいかがですか。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに、御意見ある方ございますか。

○委員（天羽良明君） 私の子供がお世話になっておった旭小学校におきましても、小学校の運動場が目の前なのに違う学校に行ってみえる子供も見えます。それは可児市と多治見市の関係なんですけれども、それ以外には、地域の見守り活動を一生懸命やってみえる方が大分御高齢になって、先ほど富田委員からもお話が出た星見台付近の地域のさらに奥の平林というところとか小松坂というところがございまして、それも多治見市に近いところなんですけれども、桜ヶ丘小学校に行くのにすごく近い環境にあります。だけど、旭小学校まで来るには4.5キロと、その長い道のりを地域の見守りの方が大分御高齢になってきて、ちょっと心

配だという声は聞いておりますので、そういったことも十分私もこれから調査して、また今度の申し送りに値するのではないかというふうには私は思っておりますので、調べたいというふうには思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見のある方。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それではここで、課題とすることはしないということで、次期6月の定例議会の中で教育福祉委員会が開催されますので、その時期までに皆さんそれぞれ学校選択制についてももう少し調査といたしますか、調べておいていただきたいと思います。その場で皆様方から意見をいただいて、どうするか再度検討してまいりたいというふうには思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございました。そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、議題の2つ目、子育て健康プラザ「マーノ」視察の振り返りについてを議題といたしたいと思います。

皆様お手元に、4月18日、子育て健康プラザmanoを視察した際の、視察された委員の皆様方からの意見をそのままほとんどいただいたとおりに載せてあります。これを見ますと、おおむね全体としては良好な意見をいただいておりますが、それぞれ個別のことに关しまして指摘もごさいます。これにつきましてはまたまとめてまいりますが、そのままこれと同じものが所管のほうには渡してありますので、御承知おきいただきたいと思いますが、これら意見も踏まえまして、皆様方何かあればお聞きしたいと思さいます。

御意見のある方、よろしくお願さいます。

○委員（山田喜弘君） 5月から始まったばかりなんですけれども、担当課として利用者の声とか職員の声とか、今動いていて、ハード面もそうですけど、ソフト面も含めて改善することがあるのなら、いつごろやっていくのかとか、委員会としてそういう利用者の声を拾っていくのに担当課がやっているのかどうか、これはこういうふうには議員の意見を向こうへ伝えたということなんですけど、職員は職員で当然毎日働いてみえて、こういうことが改善したほうがいいという声が出ているとは思うんですけれども、そういうのもまたこの委員会で検討して、ハードの面で必要ならばそういうところを要望したりしてはどうでしょうかね。

1つで言うと、フロアの色と階段の色が似ているのでわかりにくいとか聞いたことが、そういう声もありますし、絆る～むでいうと、若いお母さんはいいですけれども、僕ら世代でいうと、あそこにも椅子が欲しいなみたいな、それはあるかないかわからんですけれども、ただあそこは水遊びできるのでプールが欲しいとか、多分聞いているんだと思うんですよ。そういう面を入れて、ハードの面についてもこれから改善すべきこと、また運用面で改善すべきこともこの委員会でもし協議できればと思っております。

○副委員長（田原理香君） 自分のアンケートにも書いたんですけど、やっぱり最初はわか

らなくて、ただ利用しているうちに、もっとここがこうやったほうがよかった、こういうふうに変えたらどうだろうというようなことは、多分利用者だったり関係者の方々でもあると思います。

問題は、それを本当に月に1度かわかりませんが、館内の中のそれぞれ各関係者、レストランの方も料理関係者もいろんな携わってらっしゃる方々が一堂に会してどうなのかということ。それを利用者の声を、もちろんそれが何とかボックスみたいなものがあって、またはそういう声を直接聞いているのがあって、それはこういつて言われていますよみたいな、最初のうちはために皆さん方で集まって、少しでも声を生かしていくというような場をぜひ、やっておられるとは思いますが、ぜひそれをお願いしたいなというふうに思います。これから一緒になってつくり上げていくというせっかくの建物なので、とにかく一緒になってつくり上げていくというのを市民もそうですし、私たちもそうですし、とにかくみんなが知恵を出し合ってというふうに思います。

○委員（富田牧子君） 始まったわけですから、なかなか変更は難しいところもあるでしょうけど、こういう御意見がいろいろ出ていますので、今度の6月の委員会の中で、御意見が出たことについて執行部としてどう考えるのかということをお聞きしたらいいんじゃないかなというふうに思うんです。そうするとそこで、できることもできないこともはっきりしてくるわけで、1カ月やってみただけこんなふうだということけど、2カ月やったらこうだったということもあるし、3カ月やってみたらもっとこうなったよということもあるので、長い目で見るということも必要だというふうに思うんですね。私たちもこの間行って、印象としてこういうことを思ったんだけど、それがずうっとそうなのかどうかということは大変難しいところがあるように思います。これが足りないよあれが足りないよというのはすぐに補うことができると思うけど、あれを変更したら、これを変更したらということになると、なかなかそんなふうには、もうできてしまって、だと思えますし、指定管理も入っているということで、指定管理の部分は指定管理者に任せてあるわけで、その人まで入れて会議をしましようとか、そんなふうにはならないんでね。やはり市が関与している部分のところかどうかということで、指定管理の部分でも大変問題があるということであれば言えればいいと思うんですけど、私は。あれもこれも、どうなんだどうなんだといって委員会で聞くというのもちょっとどうかなというふうに思うんです。そういうふうだったらもっと前に言えばよかったのにということもあると思うんで。でも、こういう意見がせっかく出たので答えを聞かせていただきたいなと思います。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時39分

再開 午前9時39分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○委員（亀谷 光君） 我々がせんだって豊橋市の未来こども館を監察したときに、館長さん

がいろいろな話をしてくれましたね。約 10 年たったらこう、20 年たったらこうと、今現在の時点で 10 年であのぐらい大改造された。組織体も全部変わったんやね。だから、恐らく当初は病院の跡地でああいうふうにはぼんとつくられたんだけど、それをもういわば会社で言うとそれこそ社長がかわるぐらいの状態が変わったということで、うちの m a n o はかなり研究し尽くしてつくられたものだと思うんだけど、問題は、今これは委員会の話、私の意見ですけれども、委員会で一応協議するのは、我々は可児市の市民の中では一番ポジションにある委員会だと思うんです、このことについては。ですから、慌てず焦らず、ただ委員会の意見は意見として、幅広く使い勝手のことは検討してもらおう。ただ、委員長のほうからできれば部長のほうに定期的にそういった会議を持ってもらおうと、お母さん方、使う人たちは、私もあれ以後いろんな方からいろんなお話を聞くんですけども、そういう受け皿をする機関を、機関というか形をつくってほしいと、ヒアリングできる。それによって将来いいものができるというようなことを、前、豊橋の館長が切々と言っておられた。私が館長になった理由も言われた。あの人もみずからそういうことが好きでずっとやっている。決して教員ではないんですね。そういうものが大事かなと思ったものですから、委員長のほうからそのことを執行部にもお伝え願いたい。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見は。

〔挙手する者なし〕

今までの皆様方の意見では、次 6 月の定例会の中に委員会がございますので、その中でこうした意見も、視察の際の意見も出してありますから、そうした観点からも所管の執行部のほうから聞いてはどうかというようなこともございました。また、利用者の声を拾うことはどうなっているかというようなこともございましたので、次の委員会の際に所管のほうの出席をお願いして、こうした意見について聞くということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

先ほど意見の中にもありましたけど、できるだけ長い目で見ていいものにしていくというような観点でお願いしたいなというふうに思いますが、よろしくお願ひします。

以上でこの件は終わりとさせていただきます。

ほかに何かございましたら。

〔挙手する者なし〕

なければ、これで終了とさせていただきます。と思います。

以上で、本日の予定の案件は全て終了しました。

発言ほかにないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前 9 時 43 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 5 月 18 日

可児市教育福祉委員会委員長